都道府県・ 政令指定都市名

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

I	局	部		室)	名	企画調整局:	企画課男	女共同参	画センター					
Γ	担	当	職	員	数		5	人	(専任	5	人、兼任	0	人)	

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名			称	神戸市男女共同参画推進本部		
設置:	年月日(西曆)•	根 拠	1999年1月25日	根拠:	神戸市男女共同参画推進本部設置要綱
長	の	役	職	市長		

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機関	・ 会 等 の) 名 称	神戸市	男女共同	参画審議会						
設 置	年 月 日 (西暦)		2003	3年7月10日						
構	成	員	12	人	(女性	7	人、男性	5	人)		

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間(西 暦)	202	1 年	4	月~	2026	年	3	月
名 称	神戸市	5男女共同参	画計画(第5	欠)				
改定・見直しの予定時期		2025	年4月1日				未定の場合	
1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である	1							
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作 成								

問5 男女共同参画に関する条例

ガメ共内を囲に関する米別		
有の場合	名 称	神戸市男女共同参画の推進に関する条例
	公 布 日(西 暦)	2003年3月27日
	施行日(西暦)	2003年4月1日
	最 終 改 正 日	2013年4月1日
	改正内容	市長の付属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会を 置く旨の記述を追加。
	改正が予定されている場合、改正予定時	期(西暦): 年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
ボジタロ	2. 特に検討していない	

審訓	養会等	委員へ	の女性	の登用		調査	≧時点コー	1::	2021年4月	1日	2:	その他(西暦)	20:	21年3月	31日
	目	標	値			(西暦)	2025	年度まで	40	%						
	根		拠							神戸市	市男女共同	参画計画	回(第5次)			
目標	票設定 ℓ	り対象で	ある審	議会等の範囲	Ħ		法律、条	例、規則、	要綱等に よ	って設置・	開催された	もの				
目標	票設定 ℓ	の対象で	ある審	議会等におけ	ける登用状	調査問	寺点コード	2	審議	会等数(191)うち女性	生委員を含む)審議会等数(158)
況							延総委	員等数(2,819)延女性	委員等数	872)	女性比率(30.9)
地方	自治法	去(第20:	2条の3)	に基づく審議	会等にお	調査	寺点コード	2	審議	会等数(112)うち女性	生委員を含む	審議会等数(93)
ける	登用状	沈					延総委	長員等数(1,740)延女性	委員等数	524)	女性比率(30.1)
法律	単又は両	女令によ	り地方な	公共団体に置	量かなけれ	調査師	寺点コード	2	審議	会等数(26)うち女性	生委員を含む)審議会等数(20)
ばな	らない	審議会	等におけ	ける登用状況	ļ		延総委	員等数(1,081)延女性	委員等数	282)	女性比率(26.1)
			(条の5)	に基づく委員	会等にお	調査時	寺点コード	2	審議	会等数(6)うち女性	生委員を含む)審議会等数(5)
ける	登用状	记					延総委	員等数(44)延女性	委員等数	10)	女性比率(22.7)
目標	原値以タ	トの目標	設定													
		人	材名簿	作成の有無		1. 有 2	2. 無 3. 作	F成予定有	2	有の場合	、1. 公表	2. 非公	表			
女性		人	材名簿	が有る場合		掲載人数	汝	人		(年		月現在)		
登用方		₹	. (の 他				画の有無(1. (1. 有 2.		1						
策						そ	の他									

問7 女性公務員の採用・登用状況

月7-1 管理職	の在職状況		調査	持点コード	1:2	021年4月	1日	2:-	その他(西	曆)			
		管理職総	数					女	性管	理 職	の内	訳	
			部局長相当職			次長相当	職		課長相当職				
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(H)	女性 比率(%)
			(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)			(E)			(G)		
本庁	計	500	59	11.8	37	7	18.9	92	9	9.8	371	43	11.6
777	うち一般行政職	438	47	10.7	34	5	14.7	83	7	8.4	321	35	10.9
支庁・地方事	計	479	93	19.4	17	3	17.6	99	12	12.1	363	78	21.5
務所等	うち一般行政職	355	42	11.8	17	3	17.6	77	6	7.8	261	33	12.6
全体	計	979	152	15.5	54	10	18.5	191	21	11.0	734	121	16.5
土体	うち一般行政職	793	89	11.2	51	8	15.7	160	13	8.1	582	68	11.7
再掲	警 察 関 係	0	0										
中地	教育委員会	34	3	8.8	1	0	0.0	6	0	0.0	27	3	11.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード	1:2	021年4月	1日	2:-	その他(西)	暦)	
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	
本庁	計うち一般行政職				841 692	147 111	17.5 16.0	
支庁·地方事 務所等	計うち一般行政職				979 585	326 157	33.3 26.8	
全体	計った一般行政職	0	0		1820 1277	473 268	26.0 21.0	
再掲	警 察 関 係 教育委員会				78	15	19.2	

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日~2021年3月31日)

	H H 34 () 173 1 H		0,,0.,							
		課長相当職		ı	課長補佐		ı	係長相当職		
		(人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	28	8	28.6				30	11	36.7
本川	うち一般行政職	26	6	23.1				26	8	30.8
支庁・地方事	計	59	18	30.5				100	44	44.0
務所等	うち一般行政職	44	7	15.9				61	14	23.0
全体	計	87	26	29.9	0	0		130	55	42.3
土体	うち一般行政職	70	13	18.6	0	0		87	22	25.3
再掲	警 察 関 係									
一种的	教育委員会	3	0	0.0				3	1	33.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

HJ / T 3	TH 3	T10 7	五/IIV	'' '' '' HE	N 94 270	ころのすっ	~				
	勤務	昇試	任験	昇試	挌 験	部局等の	経 脇	遠隔地での長期研	退隔地で	本人の希	その他
	成績	面接のみ		面接 のみ		推薦	年 数	修(4週間以上)	勤務経験	望	(3)12
課長級	0										
補佐級											
係長級	. 0					0	0				経験年数とは別に実歴年数も昇任時に考慮するが、実歴年数に育 休期間は通算しない。

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日~2021年3月31日)

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験			
昇	格	試	験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日~2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	225	79	35.1
うち 上級	119	60	50.4
うち一般行政職	124	65	52.4
うち 上級	90	52	57.8
うち警察関係			
うち 上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- 1. 明記した規定があり、認めている。
- 1 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
- 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	
該当部分の条文(本文)	(旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする (1)単に氏名が記載された文書等 (2)専ら組織内部で使用される文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3)職員の権利義務に係る文書等で、職務遂行又は事務処理上支障が生じないもの (4)法律等に基づかない文書等、その他所属長が認める軽易なもの 2 公権力の行使にかかわる文書、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2: その他(西暦)

D+<<<						
防災·危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)	
1530	70	4.6	80	1	1.3	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	神戸市男女共同参画センター 愛称・通称 あすてっぷ KOBE					
設置年月日(西暦)	1992年3月10日 施設形態 2 1. 単独施	設 2. 複合施設				
所在地等	郵便番号: 650-0016 住 所: 兵庫県神戸市中央区橋通3丁目4番3号 電話番号: 078-361-6978 FAX番号: 078-361-6477 ホームページ: https://www.city.kobe.lg.jp/a29530/kurashi/activate/cooperation/asuteppu/index.html					
管理·運営主体	1. 施設管理 〇 直営(担当部局名: 企画調整局企画課男女共同参画センター 指定管理者(名称: その他(
	2. 事業運営 O 直営(担当部局名: 企画調整局企画課男女共同参画センター 指定管理者(名称: その他())				
職員数	常勤 5 人、 非常勤 7 人 予算額 2021年度 23,89.	2 千円				
主な事業 「男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの: 〇	 ○ 1. 広報啓発(主な事項 ○ 2. 講座(主な事項: ○ 3. 相談事業(主な事項 ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: ○ 5. 苦情処理(主な事項: ○ 6. 交流促進(主な事項: ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: ○ 9. 調査研究(主な事項: ○ 10. その他(主な事項: 	,				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金•基本財産額	千円
設置年月日(西暦)	出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協	2	1. 有 問10-2	加盟団体数			
議会等の有無		2. 無 名称等:	会 員 数			
問10-3 地方公共団体からの助	2	1. 有				
成・委託事業実施の有無		2. 無				
		1. 定例会議(情報交換会等)の開催				
問10-4 活 動 内 容		2. 機関誌の発行				
		3. 広報啓発パンフレット作成				
※ 実施しているもの:○		4. その他 (内容:				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: 〇

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市区町村職員研修会の開催
- 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付 名 称 : 概 要 :
- 7. その他 「内容:

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 〇 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 / 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

	1 2T		
事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	69,108	91,835	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.1 %	0.1 %	R2年度:8, 387億円 R3年度:8, 704億円
男女共同参画・女性のための施設整備費	22,774	23,892	

問14	公	共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの: 〇	項目の設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	0
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
		(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

			1 事か 1 事か 1 本の 1 本 1 本 1 本 1 本 1 本 1 本 1 本	購入等の競 争参加資格 審査における 男女共同 参画等の項	競争入札を	における男 女共同参画 等項目の設
	1	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	0		0	
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0		0	
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0		0	
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	0		0	
	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
具体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
項目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				_
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13)	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
企業	美の :	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)	2	1
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「ブラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく 「ユースエール」認定を取得		0
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3	役員に占める女性割合に関する項目		0
\RR	4	管理職に占める女性割合に関する項目		0
選定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		0
等	6	その他「登用促進等」に関する項目		0
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組		0
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		0
	9	短時間正社員制度の導入		
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		0
	12	その他		0

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	
\rightarrow	「企業の表彰制度」の具体的名称	こうべ男女いきいき事業所表彰

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具 体的名称	神戸市男女共同参画推進会議
2 現在はないが、今後検討する	'		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主 たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表		1. 有 2. 無	問17-1 名 称			
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期		定期の場合	年毎	
		1. 男女共	同参画・女	(性問題に関する事)	務を総括的に所管する課(室)	
公表主体		2. 統計情	報に関す	る事務を総括的に所	管する課(室)	
(※ 該当するもの:○)		3. 男女共	同参画•女	(性のための総合的)	な施設の指定管理者	
		4. その他	! ()

問18-1 令和2年度実施予定事業

	名称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1.	広報啓発			
-	こうべ男女共同参画推進月間	10月を神戸市男女共同参画推進月間として位置づけ、PRを実施。		10月
-	あすてっぷ講演会	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等の講演	60~100人	10月
2.	表彰			
١.				
3.	講座			
.	市民向けセミナー	講演、情報誌提供等	30~50人	年20回程 度
١.	企業向けシンポジウム	講演	企業10社	1回
	グループ活動支援セミナー	講演、情報誌提供等	30人	年1回
-	女性の就労支援講座	講演、情報共有、交流会等	各回20人	12回程度
4.	相談事業			
-	女性のための相談室	面接相談(こころの悩み、法律、就業・チャレンジ)、電話相談		年間
-	仕事と子育て両立応援カウンセリング	個別カウンセリング	4名/回	年24回
-	働く女性のためのキャリア相談	オンライン就業相談	3名/回	月2回
5.	情報収集・提供			
	情報ライブラリーの運営	男女共同参画に関する図書、行政資料等の収集・提供		年間
6.	苦情処理			
	男女共同参画申出処理制度の運営	男女共同参画に関する市の施策への苦情・提案、人権侵害への相談		年間
7.	交流促進			
	グループ活動支援	登録グループへの学習室の提供、広報支援など		年間
8.	企業・NPO法人との連携・働きかけ			
	神戸市男女共同参画推進会議	全市的な27団体で構成。情報・意見交換、連携など		年1回
	こうべ男女いきいき事業所 大学生による情報発信	市内大学との連携による、大学ゼミでの企業取材・訪問及び情報発信		年間
9.	国際交流 · 海外派遣事業			
10.	調査研究			
11.	その他			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

	議	会	名	神戸市会						
						1. 欠席事由として明記した規定がある。				
議員	の出産を欠	席事由と	として明記した	規定(産休を含む)の	有無	2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正 当な欠席事由と認めている。	1			
						3. その他(欠席の例がない, 不明等)				
取得	することがす	丁能な休	<規定がある場 :業期間	合について)		1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。				
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、+間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合において の者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはなら			を請求した場合におい	ハては、そ		3				
ただ	し、産後六년 いて医師が	間を経	過した女性が言	、女性を就業させては 情求した場合において 務に就かせることは、	、その者	3. 期間の定めはない。				
<u></u> .		/ // HB E	10 t ep == 1 t e			1. 産前産後期間を明記した規定がある。				
出産	に係る産削	産後期□	間を明記した規	足び有無		在前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	2			
	規	則名				5. (VIII)				
明記	した規定(規		例、別表等)の							
		内容				1. あり				
休暇	の期間の報	酬につい	ハて、減額の規	見定の有無		2. なし				
体暇の期間の報酬について、減額の規定の有無			3. その他()							
	規	則名								
明記	した規定(規	則、条(内容	例、別表等)の							
議会	の欠席事由		議員の仕事と	▲ 生活の両立の観点か	らの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無				
					1 明記し	た規定があり、正当な欠席事由として認めている。				
				た規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 た規定がなく、運用上も認めていない。						
					4 明記し	た規定がなく、過去に事例がない。				
			配偶者の出産			2				
			育児			4	4			
			家族の看護			2				
-			家族の介護			4				
家族の介護 4 疾病 1										
-						4				
			その他							
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)				
議員	の利用する	ことので	きる保育施設	等の議会での設置・提	提供状況	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4			
						3. 設置または提供する予定である。				
						4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設)				
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況			の議会での設置・提供	共 状況	1. 寺市の場所が設置されている。(市政/ 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも 含む) 3. 設置または提供する予定である。	2				
						4. なし				
議会	におけるハ	ラスメン	ト防止に関する	5取組		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3			
						1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。				
行つ	ている取組					 ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 				
						4. その他()				
00		則名								
明記	こした規定(別	則、条1 内容	例、別表等)の							
田士	#P\$=/-	88 十 7 *	π/κ (· · = → · · ·	.L It .L.I - 88 - 7 - 7 - 7	N M)	1. 行っている。				
男女	、共同参画に	関する	州修(ハラスメン	ノト防止に関するもの	以外)	2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1			
						1. 明記した規定があり、認めている。				
議会	における通	称又は川	日姓使用の認可	可の状況		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	2			
<u> </u>		. ,		- reme		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	-			
	規	則:	 名			サーツロレレルがたり、4人、四五に実用した手例も刊創したこともない。				
条文	本文	^, '		<u> </u>						
ᇔᆇ	分野の甲士	土田 糸	画のために実施	〜 ケレスーレ						
以心	カギのカダ	六円	四ッルのハー夫』	150 CV -QCC						

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある	る。
-----------------	----

2. 位置付けられていない。

3	3. その他(不明等) 地域防災計	画の風水害対策編に、神戸市男女共同参画センターの活動について記載しております。	
	計画、指針名		
該当部分の規定			

調査時点コード: 2 1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)(2021年3月31日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 相左設置| ていたいもの 又け実議会委員の任命をおこなっていたいものにけ設置機に x を付しています

Ж	現在	設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないも	のには設置欄に×る	を付しています。		
設置		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行って いないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1	市町村防災会議(会長を含む)	62	5	8.1	
		市町村防災会議(委員のみ)	61	5	8.2	分科会のため合計に含め ない
	2	民生委員推薦会	14	5	35.7	
	3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	23	6	26.1	
	4	地方社会福祉審議会	29	12	41.4	
		土地利用審査会				審議会の設置は行っているが、近年開催していないため委員は任命してない。 直近では2013年開催した。
	6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	4	21.1	
	7	公害健康被害認定審査会	10	1	10.0	
	8	地方港湾審議会	36	8	22.2	
×	9	土地区画整理審議会				
	10	建築審査会	7	3	42.9	
	11	開発審査会	7	2	28.6	
	12	市町村都市計画審議会	27	7	25.9	
	13	介護認定審査会	562	168	29.9	
	14	精神医療審査会	18	7	38.9	
	15	市町村国民保護協議会	70	5	7.1	
	16	地方独立行政法人評価委員会	19	7	36.8	
	17	感染症診査協議会	12	2	16.7	
	18	市街地再開発審査会	24	0	0.0	団体の推薦による選出が 多いことや、必要な専攻分 野での適任者がいなかっ たため。
	19	障害支援区分認定審査会	108	36	33.3	
	20	児童福祉審議会				地方社会福祉審議会の分 科会のため合計に含めな い
	21	行政不服審査会	4	1	25.0	
	22					
	23	神戸市職員懲戒審査委員会				開催時に任命している。
	24	神戸市指定難病審査会	24	3	12.5	
		神戸市小児慢性特定疾病審査会	6	0	0.0	専門分野において、適当 な女性職員がいなかった。
	26					
	27					
		合 計	1,081	282	26.1	
		女性委員0の審議会数	2			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

心力	也力日石広(第100米の5)に巻 スマ貝太守の安貝数守							
	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備	考		
1	教育委員会	5	2	40.0				
2	選挙管理委員会	4	0	0.0				
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3				
4	監査委員	4	1	25.0				
5	農業委員会	19	3	15.8				
6	固定資産評価審査委員会	9	3	33.3				
	合 計	44	10	22.7				
	女性委員0の委員会数	1		-				